

創業・中小企業支援融資助成事業のご案内

～ 創業・第二創業・設備投資などを応援します ～

趣旨

市内で創業、第二創業を目指す方や、6次産業化、農商工連携に取り組もうとする方、または市内中小企業者で設備投資等をする方がその目的で融資を受ける際、借入必要額に対する利子相当額の全額または半額を助成し、融資に対する負担の軽減を図るものです。

助成対象者等

本助成事業の対象者・対象融資・助成率等は、下表のとおりとなります。
 なお、本事業の対象となる融資については、繰り上げ返済することはできません。

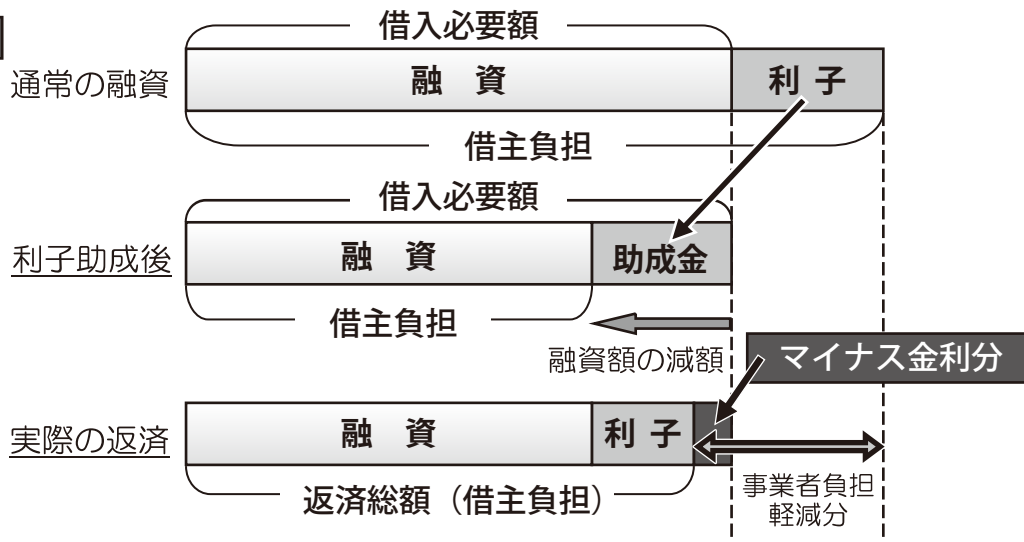
対象者	用途	融資限度額	助成率
創業、第二創業を目指す方、 6次産業化、農商工連携に取り組もうとする方	運転資金 設備資金	運転・設備 合わせて1,000万円	利子相当額の100%
事業を営んでいる方	設備資金	1,000万円	利子相当額の50%

※助成額は、利子相当額に上記助成率を乗じて得た額から1,000円未満を切り捨てた金額となります。
 予算がなくなり次第終了となります。

対象融資
【市】 地方産業育成資金・産業振興資金 【県】 中小企業創業等支援資金・小規模企業支援資金 【公】 新規開業資金・新事業活動促進資金・女性、若者/シニア起業家支援資金 新創業融資制度・普通貸付

【凡例】 【市】市の融資制度 【県】新潟県の融資制度 【公】日本政策金融公庫の融資制度

イメージ図



【例】 創業・第二創業を目指す方で借入必要額が1,000万円の場合（利子額を50万円と仮定）

- ① 通常の融資での返済額は、1,000万円（元金） + 利子50万円 = 1,050万円
- ② 市で利子相当額を助成することにより、融資額は助成金50万円を差し引き1,000万円から950万円に減額され、助成後、実際の返済額は950万円 + 利子分となる。
- ③ 借入必要額1,000万円と助成後の返済額950万円 + 利子分を比較した場合、総額では助成後の返済額の方が少なく融資を受けることができる。

お問い合わせ 市役所産業観光部地域振興課 商工振興係 ☎ 63-4152